

資料 7

母子健康手帳等に関する意見を聞く会 -虐待防止の観点から-

認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク 理事
子育てアドバイザー/キャリアコンサルタント
高祖常子

オレンジリボン運動について



子どもへの虐待をなくしたいという一人ひとりの思い

運動の起源と流れ

- | | |
|-------|--|
| 2004年 | 栃木県小山市で、2人の子どもが虐待で殺害される |
| 2005年 | 同市「カンガルーOYAMA」による「オレンジリボン運動」
NPO法人「里親子支援のアン基金プロジェクト」の協力 |
| 2006年 | NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク
「オレンジリボン運動の総合窓口」を担当 |



子ども虐待防止オレンジリボン運動の全国総合窓口役を担う当団体の主な事業

- 施策への提言、および実務者等への情報提供
- 支援企業・団体、サポーターの皆さんと共に進めるオレンジリボンマークをシンボルとする啓発等の活動
- 子ども虐待防止を進める組織との連携





一人ひとりが主役だからできる、
さまざまな形があります。

- ・個人サポーター 23,687人
- ・登録支援企業・団体数 982

(2021年5月14日 現在)



個人でできる活動



オレンジリボン
ピンバッジを胸に！

布製オレンジリボンを
胸やバッグに！



支援企業・団体参加による活動



子ども虐待防止月間である11月
「オレンジリボン運動啓発マスク」を、
全国で配布



行政とのコラボによるマスク配布in池袋

支援企業・団体参加による活動



「オレンジリボン運動公式ポスターコンテスト」
2009年から実施。今年で11回目
多くの企業・団体が協賛・応援くださいました！



都庁1Fロビーにて展示

企業参加による活動



民間組織(団体)参加による活動



「オレンジリボンたすきリレー」

* 子ども虐待防止を訴え、オレンジリボンのたすきをつなぎで走り、全国各地へ広める活動をしています。



民間組織(団体)参加による活動



全国地域での各種イベント
子ども虐待防止オレンジリボン啓発

オレンジリボン運動事務局 主導による啓発活動＆サポート



- ・ 子ども虐待防止シンポジウム
- ・ 鎮魂集会(毎年11月に実施)
- ・ ポスター・デザインコンテスト
- ・ 啓発サポートグッズの開発・頒布
- ・ 共催イベントの実施
- ・ オレンジリボン春の全国一斉配布
- ・ オレンジリボンマスク全国一斉配布
- ・ オレンジリボンフォーラム
- ・ 日本子ども虐待防止学会等との連携
- ・ 学生「オレンジリボン活動」応援
- ・ 市民ミーティングの開催
- ・ 支援企業・団体皆様へのサポート
- ・ オレンジリボン運動に関する広報
- ・ コロナ禍対応



子ども虐待の現状

児童相談所での児童虐待相談対応件数とその推移

1. 令和2年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数

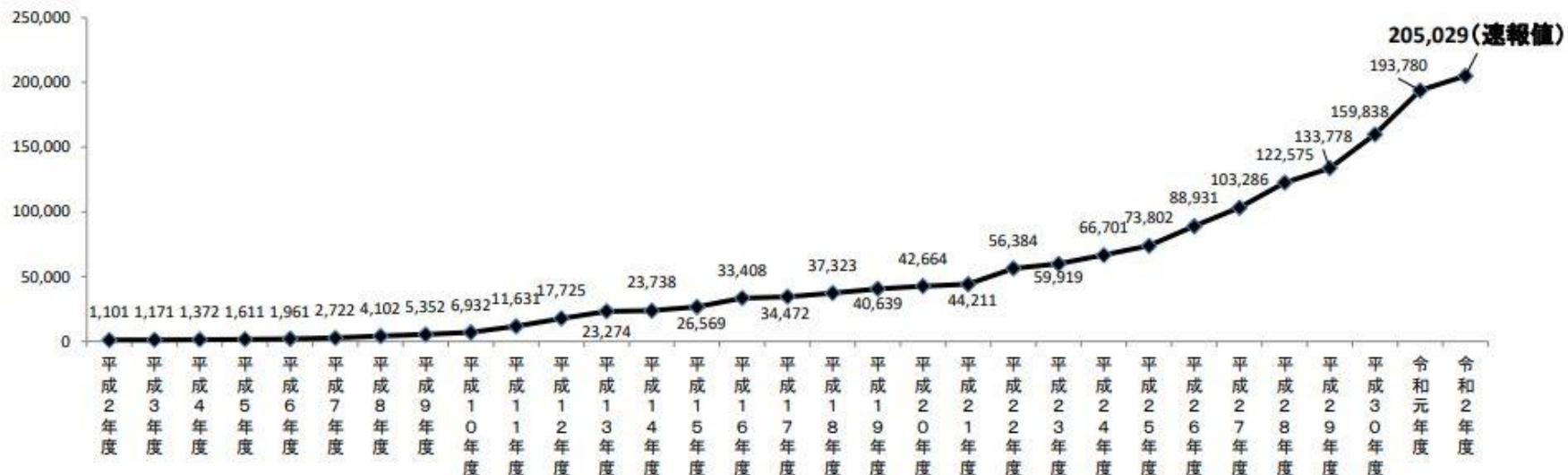
令和2年度中に、全国220か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は205,029件（速報値）で、過去最多。

※ 対前年度比+5.8%（11,249件の増加）（令和元年度：対前年度比+21.2%（33,942件の増加））

※ 相談対応件数とは、令和2年度中に児童相談所が相談を受け、援助方針会議の結果により指導や措置等を行った件数。

※ 令和2年度の件数は、速報値のため今後変更がありうる。

2. 児童虐待相談対応件数の推移



（注）平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

3. 主な増加要因

- 心理的虐待に係る相談対応件数の増加（令和元年度：109,118件→令和2年度：121,325件（+12,207件））
- 警察等からの通告の増加（令和元年度：96,473件→令和2年度：103,619件（+7,146件））

（令和元年度と比して児童虐待相談対応件数が増加した自治体からの聞き取り）

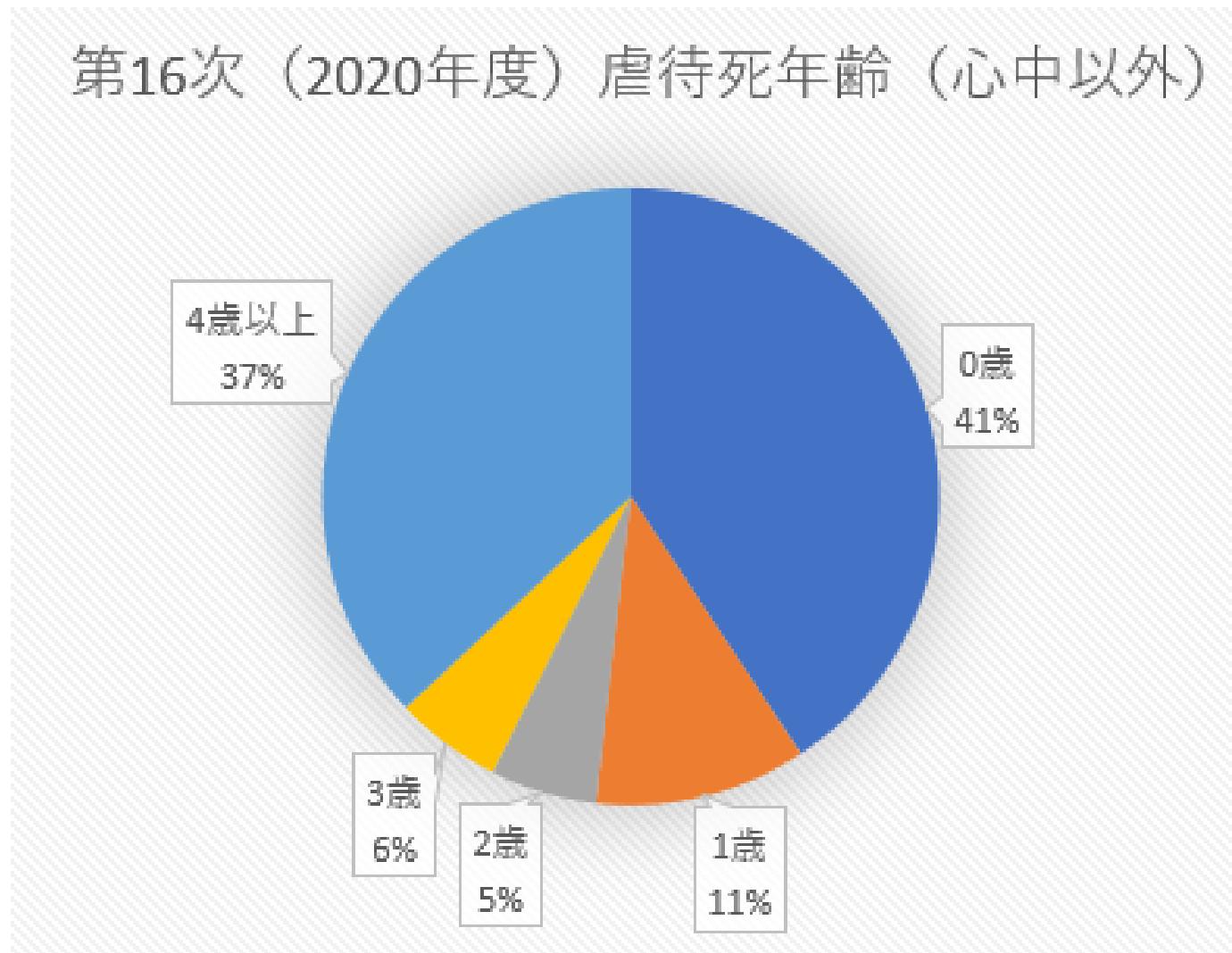
- 心理的虐待が増加した要因として、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力がある事案（面前DV）について、警察からの通告が増加。

子どもの虐待死者数

- 厚生労働省の集計では、虐待を受けて死亡した子ども(18歳未満)は2017年度84人、2018年度77人、2019年度(第15次報告)65人、2020年度(第16次報告)73人
- 日本小児科学会は8日までに、虐待で死亡した可能性のある15歳未満の子供が全国で年間約350人に上るとの推計を初めてまとめた(2016年日本経済新聞)

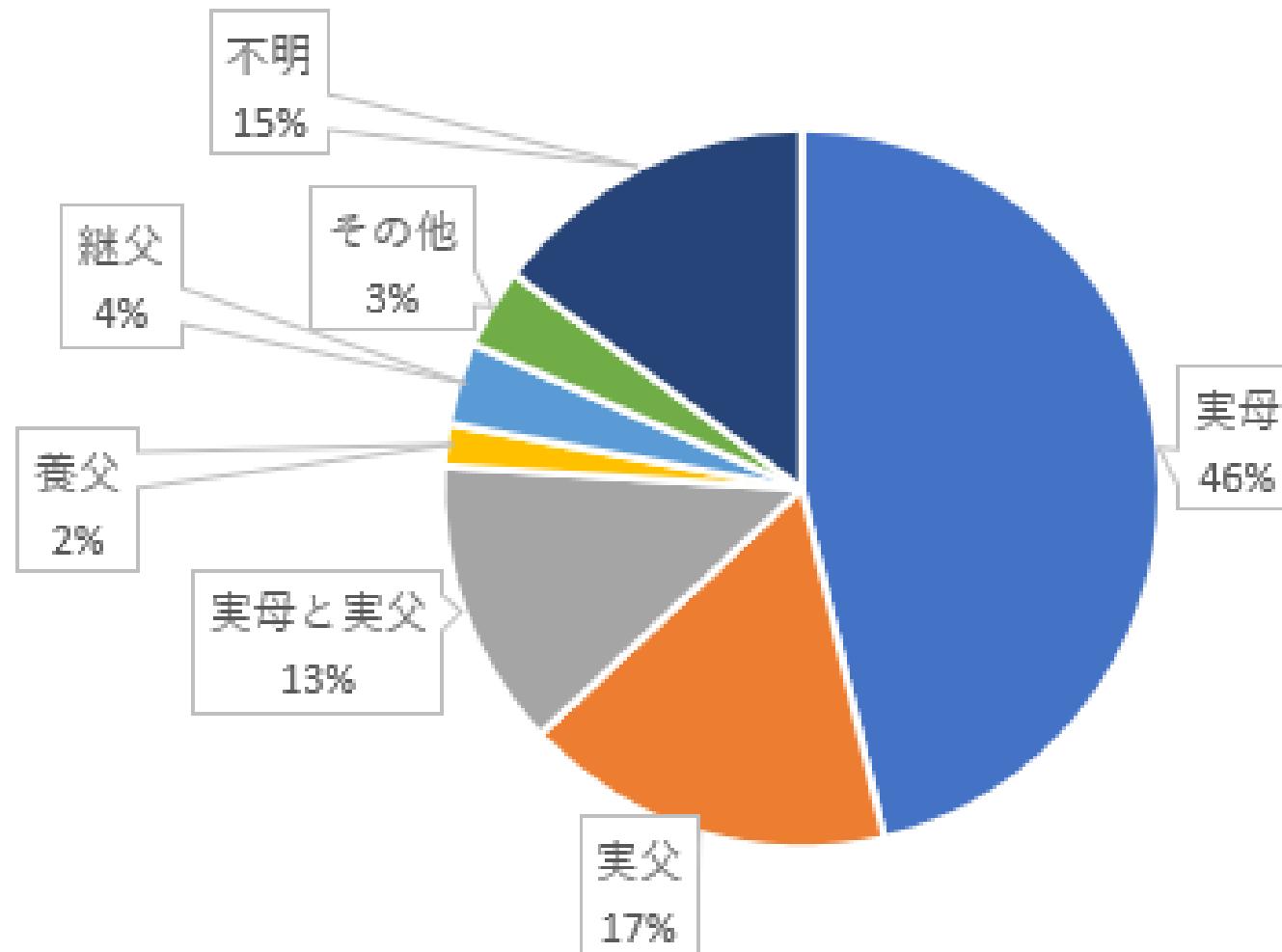
虐待による死亡事例の約6割が「3歳以下」
0日死は0歳の半数

第16次（2020年度）虐待死年齢（心中以外）



子ども虐待の加害者の約6割は母親 実父は3割

第16次（2020年度）虐待死加害者（心中以外）



相次いだ虐待事件を受け

児童福祉法と児童虐待防止法の改
正案に親による体罰禁止を明記へ

2019年6月19日可決成立！
2020年4月1日施行

+ 「体罰等の禁止」ガイドライン

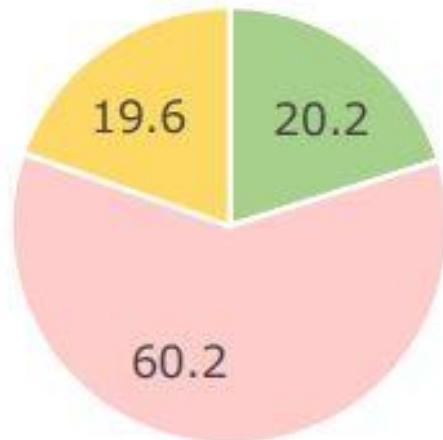
- 「すべての人」「体罰等」「暴言も含む」
- 「どんなに軽いものでも」と明記
- 親を追い詰めるのではなく、社会全体で子育てしていくこうという意思表示

法律の施行を踏まえ、**子どもの権利が守られる**体罰のない社会を実現していくためには、一人ひとりが意識を変えていくとともに、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体で取り組んでいかなくてはなりません。

「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」より

体罰を禁じる法改正の認知は 2割（内容まで知っている）

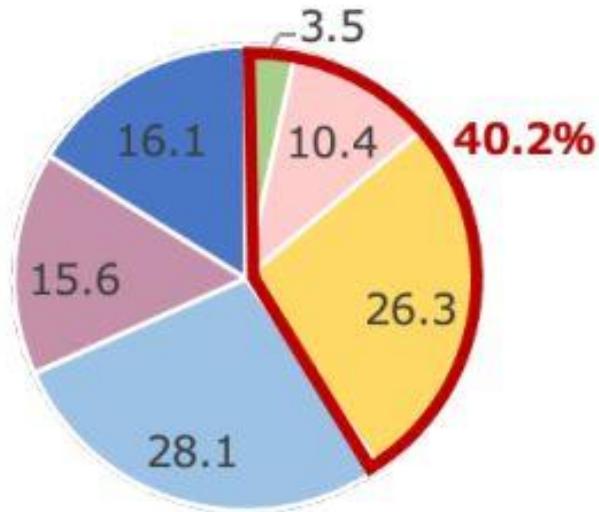
子育てにおける体罰の使用が法律的に禁止されていることを知っているか（n=5,000）



- 内容まで知っている
- 聞いたことはあるが、詳しい内容は知らない
- 知らない

子どもへの体罰を容認している人、4割

図3. 子どもに体罰を与えることは、場合によっては必要だと思うか (n=5,000)



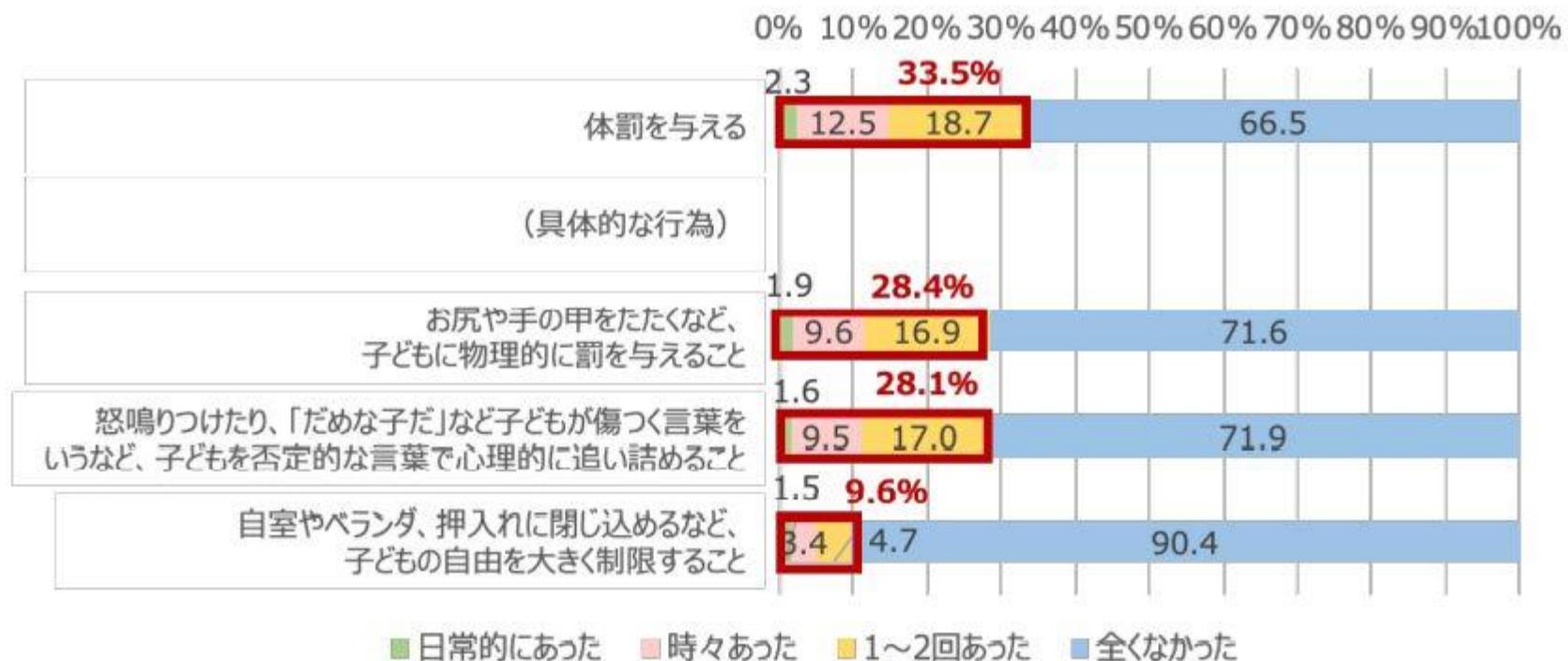
■非常にそう思う ■そう思う ■ややそう思う ■あまりそう思わない ■そう思わない ■全くそう思わない

子どもの頃体罰を頻繁に受けたことのある群が、
体罰の容認度が高い

- “18歳以下の子どもの頃、親などの親権者等から体罰を受けたことがある”と回答したのは、国民全体の 59.4%（「1~2回あった」も含む）
- 体罰を受けたことが「日常的にあった」群は体罰の容認度が 53.5%であるのに対し、「全くなかった」群では 26.5%
- 子どもの頃に体罰を頻繁に受けた群は、そうでない群に比べ、体罰の容認度が高い傾向が見られた。

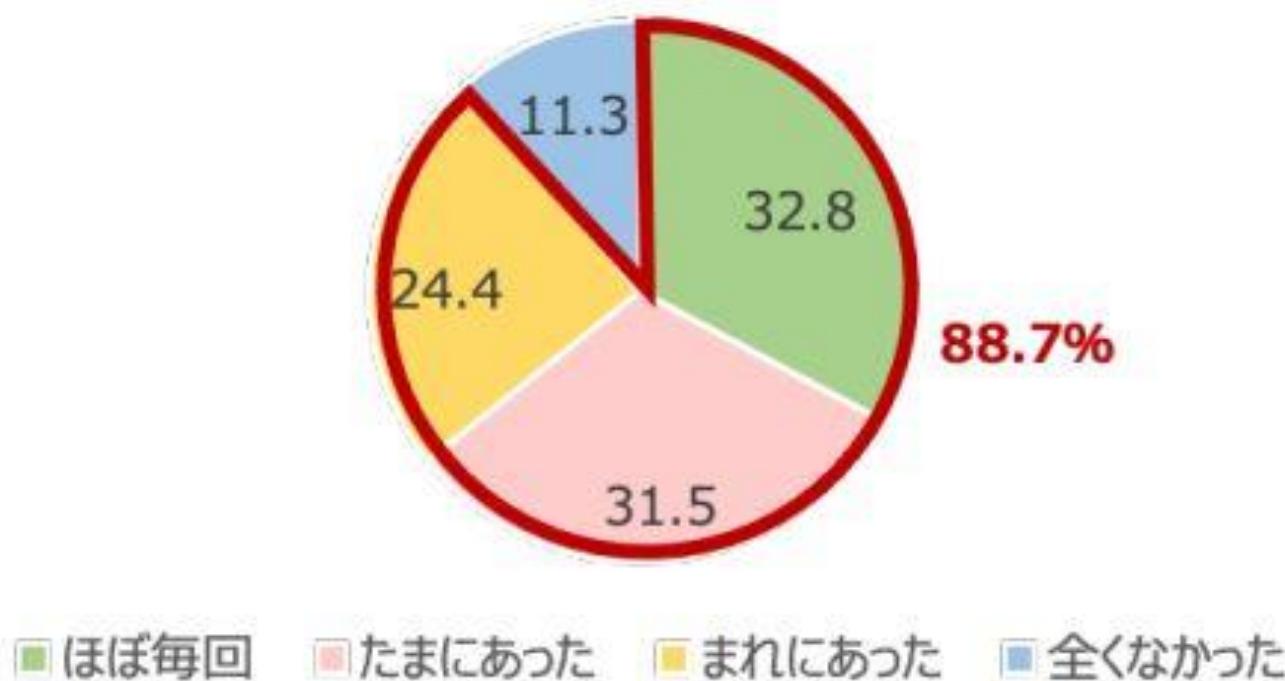
しつけとして体罰を駆使した養育者は33.5%（6カ月以内）

図4. 過去6か月以内に、子どもに正しい行動を教えたり、なんらかの問題に対処するためのしつけとして、以下の行為を行ったことがあるか。（n=5,000）



体罰を与えた後、しなければよかつたと思った養育者は88.7%

図5. 体罰を与えた後、しなければよかつたと思ったこと
(n=1,677: 過去6か月で体罰を1回以上行なった群)



母子手帳および 妊娠・出産・子育て情報と 相談支援について

母子（親子）手帳の活用を



● 育児のしおり ●

育児の上で保護者の方に心得て頂きたい各時期の子どもの成長に合わせた育児のポイントを記したものです。

● ゆったりとした気持ちで

毎日の育児は、身体的にも精神的にも負担がかかります。お母さん、お父さんにとつても、心と体の健康が一番大切です。休養ができるだけとて、何より健康であるよう心がけましょう。

● 体罰等によらない子育てのための具体的なポイント

子育てにおいて、しつけと称して、叩いたり怒鳴ったりすることは、子どもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響を及ぼしてしまう可能性があります。以下の点などを意識し、いろいろ人の力を借りながら、子どもを健やかに育みましょう。

- ① 子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう
- ② 子どもの成長・発達は一人ひとり異なります
- ③ 環境を整え、子どものやる気に働きかけてみましょう
- ④ 良いこと、できていることを具体的に褒めましょう
- ⑤ 親自身は自分なりのストレス解消法を見つけましょう

● 心配な時は相談を

健康診査は、赤ちゃんの健康状態を定期的に確認し、気になっていることを相談する機会です。乳幼児健康診査は全ての区市町村で実施しています。きちんと受診し、保健師、助産師などに相談しましょう。不育アントレーニング

「体罰等によらない子育て」
～みんなで育児を支える社会に～

QRコード

新生
生まれて約4
違う環境の中で
下記のような
歩を踏み出せる
赤ちゃん
生まれたばかり
とき以外はほと
静かな場所に、
また、医学的
寝をすすめられ
んの顔が見える
しましょう。ま
にしないように
症候群(SIDS)
事故を未然に防
赤ちゃんは、
ることがうまく
はなるべく少

- 任意様式版は、「体罰等によらない子育て」「児童憲章」が記載されている。子どもの年齢に合わせて、子どもへの向き合い方と子どもの権利を伝えていくことが大事

母子手帳と産前講座、情報提供などに関する要望<1>

- リプロダクティブヘルス（性と生殖に関する健康と権利）についてのプラットホームを作り、妊娠検査薬購入時、母子手帳配布時等、妊娠中から誰でもアクセスできるように→産む、産まない（性暴力などによる緊急避妊、匿名出産、里親制度ほか）
- 母子健康手帳（母親の体調管理及び子の成長記録）と別に国の標準モデルの「父親手帳」を作成→自治体間の格差を減らす
- QRコードを入れて最新情報や詳細情報につなぐ（予防接種、育休ほか）

母子手帳と産前講座、情報提供などに関する要望<2>

- ・母子手帳配布時の面談を必須とし、その後の相談のハードルを下げる
- ・産前講座の回数を増やし、夫婦参加を基本に
- ・両親学級受講記録に「母親」「父親」の参加チェック欄を付ける→父親の参加率を上げる
- ・両親学級で、母子手帳の内容や活用方法を伝える→医師や保健師などが記録するが、親自身が読み込んだり、記録していないケースも多い
- ・両親学級に、働き方、産後の体制を夫婦で考えるプログラムを追加
- ・両親学級の参加を有給扱いに→企業へ協力要請